

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも 受給できる場合があります

電力・ガス・食料品等 価格高騰緊急支援給付金のご案内

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。
- 給付金を受給するためには現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する世帯に対し、1世帯あたり5万円を支給します。

① 世帯全員が令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

② 家計が急変し、世帯全員の収入が「住民税非課税相当」となった世帯

申請先

現在お住まいの市区町村

申請期間

令和5年1月31日（火）まで

お問い合わせ

【内閣府】住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 平日9:00~20:00

【柏市】価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

 **04-7165-0250**

受付時間 平日9:00~17:00

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件・必要書類等

以下のQ&Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。

ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、現在お住まいの市区町村から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

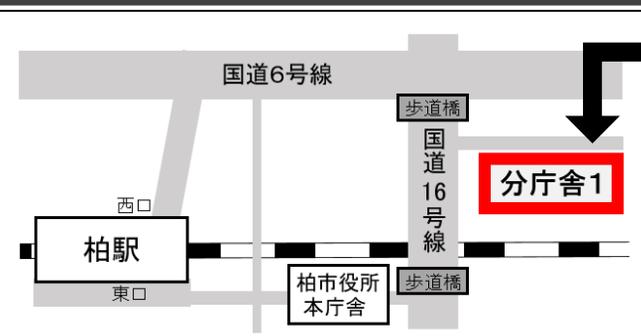
Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が住民税非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金申請書」をご提出ください。

柏市 価格高騰緊急支援給付金 窓口のご案内



窓口所在地*	柏市柏255番地 分庁舎1の1階
コールセンター	04-7165-0250
受付時間	月～金曜 9時～17時 ※祝日除く
交通アクセス	柏駅から徒歩20分、または車で約5分 柏市役所本庁舎から徒歩5分

柏市HPはこちら→

- 各種ご案内
- 申請書の入手等



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来庁はお控えいただきますようお願い申し上げます。

* 窓口所在地と郵送先住所は異なります。

郵送先住所：〒277-8505 柏市柏5丁目10番1 保健福祉部 福祉政策課